

2020年7月20日

学生の皆さんへ

学生委員会・保健衛生委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 新しい生活について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について「専門家会議」から以下について指摘されており、全国の若者の皆さんに対して「人が集まる風通しが悪い場所」を避けてほしいという呼びかけがされていることを、十分理解してください。これは皆さん自身の感染リスクを最小限に抑えるために重要ですし、自分自身が感染源になって、他者に感染させないためにも大切なことです。

1. 症状の軽い人からの感染拡大が起きている。特に、若い人は感染しても症状が軽いことが多く、その人たちが活動することで、結果として中高年層に感染が及んでいます。
2. 3密など一定の条件を満たす場所において、一人の感染者が複数人に感染させる事例が報告されています。すなわち、ライブハウス、スポーツジム、ビュッフェスタイルの会食、カラオケなど、屋内の閉鎖的な空間で、人と人が至近距離で、一定時間以上交わることによって、患者集団（クラスター）が発生します。その結果、感染の急速な拡大を招くと考えられます。

感染防止のための行動

1. 感染防止のための日常生活での基本的な生活様式の継続
 - 1) こまめな手洗い、手指消毒
 - 2) マスクの着用
 - 3) 咳エチケットの徹底
 - 4) こまめな換気
 - 5) 身体的距離の確保
 - 6) 3密の回避
 - 7) 毎日の行動記録の記入
 - 8) 毎日の健康チェックと記入
 - (1) 1日2回の体温測定
 - (2) 症状（咳、喉の痛み、鼻水・鼻詰り、味覚・臭覚異常、倦怠感、息苦しさなど）の有無
 - (3) 平熱より1℃以上の発熱があり、再検後も熱が継続しており、上記(2)の症状がある場合は受診をしてください

2. 大学内での注意事項
 - 1) 食事、トイレは指定の場所で指示通りに行動する
 - 2) 講義終了後には自分が座った場所を消毒する
 - 3) 休憩時間には換気をする

3. 7/20に第11報が掲示されました
「県境をまたぐ移動および県外者との接触、特に1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）との往来及び接触は自粛する」
やむを得ず県境をまたぐ移動が必要な場合には申請書を提出し許可を得てください
1都3県以外へ移動する場合は届出書を提出してください

以上